

(記載例): 日本人夫妻 (フランスの市役所で婚姻が成立した場合は報告的届出)

婚姻届

平成 年 月 日 届出 公 館 印

受理 平成 年 月 日 号

送付 平成 年 月 日 号

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通 知

在マルセイユ日本国 総領事 殿

来館日もしくは郵送日を記入して下さい

(1) 氏名 (よみかた) 夫に な る 人 妻 に な る 人

氏名 鈴木 太郎 田中 幸子

生年月日 昭和50年6月23日 昭和54年10月5日

(2) 住所 フランス国アルピタル県ニース市 同左

世帯主の氏名 鈴木 太郎 神奈川県横浜市中区 草町3丁目12番

筆頭者の氏名 鈴木 高一 父 田中 勝枝 母 長女

(3) 籍 父母の氏名 続き 続き 続き 続き

外国人のときは (外国籍だけを書い) 父 田中 勝枝 母 長女

(4) 婚姻後の夫婦の氏名 新本籍 (在の国の氏名が) 離婚の届出をしたときは書かなくてください

氏・新しい本籍 平成22年10月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)

(5) 同居を始めたとき 平成22年10月 (離婚別居) 再婚 (再婚) 再婚 (再婚)

(6) 初婚・再婚の別  初婚  再婚  死別  離別

(7) 同居を始める前のおもな世帯主の職業 1. 農業または農業者その他の仕事を営んでいる世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で営んでいる世帯 3. 企業・個人商店等 (専らまたは専ら) の常用勤労者世帯で務め先の従業員数が1から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事を営んでいる者のいない世帯 6. 仕事を営んでいない世帯

(8) 夫妻の職業 (国勢調査の年... 年)の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください

夫の職業 妻の職業

平成23年1月22日 フランス国 の方式により婚姻成立、ニース市長 作成の 婚姻届書添付。

届出 氏名 鈴木 太郎 田中 幸子

印 印

署名 氏名 鈴木 太郎 田中 幸子

事件簿番号 5, place Massena 06000 Nice

(届出人の連絡先及び電話番号) tel: 04. xxxxxxxxxx 携帯: 06. xxxxxxxxxx

印鑑又は指印 (右手の親指)

記載の必要はありません。

証 人

署名 生年月日 印

住所 所在地 番地 番

本籍 所在地 番地 番

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。養父母についても同じように書いてください。
- には、あてはまるものに○のようにしるをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけなくてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
- 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したのと同じように書いてください。まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない」と書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。
- 夫 □ 妻 □ に当てはまると思うものに  夫  妻  のようにしるをつけてください。
- 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書と婚姻の方式及び婚姻届書作成者の職名を記載してください。
- 外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面 (旅券写し等) を提出してください。
- 未成年者が婚姻するときは、父母 (養子のときは養親) の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書3通 (新しい戸籍がつくられる場合に今までの別の市区町村につくりたいときは4通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通 (新しい戸籍がつくられる場合に今までの別の市区町村につくりたいときは3通) 出してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づき基幹統計調査、厚生労働省所管) にも用いられます。